平成２３年（フ）第１９７３号
大阪市旭区大宮４丁目５番９号　Ｌｉｖｅ工大前304
債務者　山科　　薫
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２６８号
大阪市西淀川区歌島２丁目12番26号ルネッサンスロンシャン214号室
債務者　税所　　潤
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２７６号
大阪市此花区伝法２丁目４番23―406号
債務者　小田　修三
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３０６号
大阪府東大阪市小若江２丁目３番４号　シャトーハイツ303号
債務者　落合佳代子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３７４号
大阪市東淀川区大道南１丁目18番６号　ペニーレイン101号
債務者　築城　守久
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３９２号
大阪市平野区加美東３丁目４番14号
債務者　川江　　誠
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４１５号
大阪府高槻市土橋町５番６号
債務者　蓮尾　理恵（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４２７号
大阪市西成区太子１―５―５　ビジネスホテルビホロ326号室、住民票上の住所大阪市鶴見区横堤１丁目10番９号
債務者　佐田　広志
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４３５号
大阪府四條畷市南野３丁目４番24号
債務者　竹田　幸信
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４３８号
大阪市天王寺区大道５丁目10番17号
債務者　テーラーアンドウこと　安藤藤皿郎
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４９７号
大阪市淀川区宮原２丁目７番29―310号
債務者　西岡　信明
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９７６号
大阪府交野市森南３丁目41番13号
債務者　徳永　　綾（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１１０号
大阪府豊中市東豊中町４丁目１番22号
債務者　橋本　静子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１２０号
大阪市此花区西島１丁目11番３―303号
債務者　安土　拓也
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１６４号
大阪府大東市御領１丁目11番２号
債務者　石田　浩一
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２０９号
大阪市城東区古市１丁目５番１―201号
債務者　宮本　　勝
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２１７号
大阪市平野区加美東４丁目14番32号　エレガンス17―101
債務者　川本　眞敏
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部